

教職員各位

事務局総務部長  
健康支援センター長

新型コロナウイルス感染症の感染対策の取扱いについて（通知）

このたび、国（厚生労働省及び文部科学省）による新型コロナウイルス感染症の感染症法及び学校保健安全法上の取扱い変更の発表を受け、5 類感染症移行となる 5 月 8 日（月）からの本法人における感染対策の取扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

なお、サービスの取扱い変更については、令和 5 年 5 月 1 日付静岡県大第 2011 号「新型コロナウイルス感染症に係るサービス取扱いの変更について」を参照してください。

記

1 取扱い変更の概要

令和 5 年 5 月 7 日（日）まで	令和 5 年 5 月 8 日（月）以降
<b>【教職員及び学生が出勤(出席)停止となる場合】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本人が罹患した場合</li><li>・ 本人が濃厚接触者となった場合</li><li>・ 同居人が罹患した場合</li><li>・ 保育園等の臨時休園に伴い家族の看護が必要な場合</li><li>・ ワクチン接種及び副反応により体調不良の場合</li><li>・ 海外から帰(入)国後一定の期間</li></ul>	<b>【教職員及び学生が出勤(出席)停止となる場合】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>本人が罹患した場合</u></li></ul>

2 出勤（出席）停止期間

発症した日を 0 日として、そこから 5 日間（計 6 日間）、かつ症状軽快（※1）の後 1 日まで出勤（出席）停止とします。なお、無症状の場合は、検体採取日が 0 日目となります。

※1 解熱剤・総合感冒薬を使用せずに熱が下がり、痰やのどの痛みなどの症状が治まった状態

3 マスクの着用

出勤（出席）停止期間解除後も、**発症後 10 日目までは（※2）はウイルス排出の可能性があるので、必ずマスクを着用してください。**

※2 発症 2 日前から発症後 7～10 日間は、ウイルスを排出していると言われています。発症後 3 日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5 日経過後は大きく減少することから、特に発症後 5 日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意してください。

参考 [新型コロナウイルス感染症について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

#### 4 健康支援センターへの報告

従前の取扱いに準じ、報告フォームへの入力と健康観察表の提出をお願いします。

- (1) 学校感染症(インフルエンザ・COVID-19 他)報告フォーム(教職員用) ⇒

[https://req.gubo.jp/u\\_shizuoka/form/covid](https://req.gubo.jp/u_shizuoka/form/covid)



- (2) 学校感染症(インフルエンザ・COVID-19 他)健康観察表

<kenko-syoku2023.pdf> ([u-shizuoka-ken.ac.jp](http://u-shizuoka-ken.ac.jp))

学校感染症（インフルエンザ・COVID-19 他）健康観察表は、病気休暇（※3）申請時に、自宅療養の証明書として取扱います。医療機関へ受診した領収書、処方箋のコピーを添えて提出をお願いいたします。医療機関を受診せず、自ら抗原定性検査キットを使用し、陽性判定後、自宅療養をした場合は、健康観察表のみ提出をお願いします。出勤後、健康支援センターにて確認をさせていただきます。

##### ※3 病気休暇

- ・常勤職員…特別休暇（勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第23条第3号に該当）  
又は年次有給休暇を取得すること
- ・有期雇用職員（無期転換者を含む）…無給休暇（有期雇用職員就業規則第31条の2に該当）  
又は年次有給休暇を取得すること

現在でも、本学における新型コロナウイルス感染症罹患者の発生は、未だ継続しています。引き続き、感染対策への御協力をよろしく申し上げます。

また、体調について御相談等ございましたら、上記の報告フォームを御活用いただくほか、健康支援センター 健康増進室（内線 5200）、医務室（内線 5117）へ御連絡ください。

健康支援センターのホームページも、順次情報を更新しておりますので御参照ください。

<https://sweb.u-shizuoka-ken.ac.jp/~kenko/>

担 当 健康支援センター 武田  
電話番号 054-264-5200